

研究ノート

養子制度の利用実態

金子 敬 明

はじめに

本稿は、日本法、フランス法、イギリス法（イングランド及びウェールズで妥当している法をさすものとする）のそれぞれにおける養子制度の調査報告として別に公表予定の原稿（以下では「報告書」と呼ぶ）を補うものとして、これら各国法における養子制度の利用実態を、統計を用いて明らかにしようとするものである。

以下、日本法、フランス法、イギリス法のそれぞれに1章ずつを割く。各章は、どのような養子制度が採用されているかについての簡単な説明^{*1}、利用実態の詳細な紹介、まとめ、の各節によって構成される。

本稿で略して引用する文献は次のとおりである。

○日本語のもの

- ・稲本 [1994]：稲本洋之助「フランスの養子法」中川＝山畠 [編]『新版注釈民法²⁴』（1994、有斐閣）1頁
- ・許 [2009]：許末恵「英国の特別後見制度」三木＝磯野＝石川猷呈『家族と法の地平』（2009、尚学社）247頁
- ・田巻 [2008]：田巻帝子「英国の同性カップルの子育てと養子」民商法雑誌138巻4＝5号（2008）436頁
- ・三木 [1994]：三木妙子「イギリスの養子法」中川＝山畠 [編]『新版注釈民法²⁴』（1994、有斐閣）48頁

* 1 フランス法及びイギリス法のもとでの養子制度の概要を日本語で幾分詳細に紹介するものとして、それぞれ、稲本 [1994]、三木 [1994] がある。

○フランス語のもの

- ・ Annuaire [2010]: *Annuaire statistique de la Justice*, Édition 2009-2010, disponible en:
<http://www.justice.gouv.fr/index.php?rubrique=10054&ssrubrique=10304>
- ・ Dalloz Action: Pierre Murat [sous la direction de], *Droit de la Famille* (5^e éd., 2010, Dalloz Action). Filiation par Adoption 220/224 par Pascale Salvage-Gerest.
- ・ Enquête: Zakia Belmokhtar, *Les adoptions simples et plénières en 2007* (2009), disponible en:
<http://www.justice.gouv.fr/budget-et-statistiques-10054/etudes-statistiques-10058/les-adoptions-simples-et-plerieres-en-2007-17376.html>
- ・ Halifax/Villeneuve-Gokalp [2005]: Juliette Halifax/Catherine Villeneuve-Gokalp, 'L'adoption en France: qui sont les adoptés, qui sont les adoptants?' *Population & Sociétés*, no. 417 (novembre 2005), disponible en:
http://www.ined.fr/fr/publications/pop_soc/
- ・ Infostat: Zakia Belmokhtar, 'L'adoption simple et plénière en 2007: des projet différents', *Infostat Justice* 106 (septembre 2009), disponible en:
<http://www.justice.gouv.fr/index.php?rubrique=10054&ssrubrique=10057&article=18129>
- ・ ONED [2009]: Observatoire nationale de l'enfance en danger, *Situation des pupilles de l'état au 31. 12. 2007*. (2009, ONED), disponible en:
http://oned.gouv.fr/index.php?option=com_content&view=article&id=71:situation-des-pupilles-de-letat&catid=37:enquetes-en-protection-de-lenfance&Itemid=76
- ・ Rapport Colombani: Jean-Marie Colombani, *Rapport sur l'adoption* (2008, La Documentation Française), disponible en:
<http://www.adoption.gouv.fr/IMG/pdf/rapportColombani.pdf>
- ・ Villeneuve-Gokalp [2007]: Catherine Villeneuve-Gokalp, 'Du désir d'adoption à l'accueil d'un enfant. Une enquête en France' *Population* 62^e année (2007), pp. 281-314.

○英語のもの

- ・ Bromley [2007]: Nigel Lowe/Gillian Douglas, *Bromley's Family Law* (10th ed., 2007, Oxford University Press)
- ・ DCSF [2010]: Department for Children, Schools and Families, *Children*

Looked After in England (including adoption and care leavers) year ending 31 March 2010 (2010), available at:

<http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/SFR/s000960/index.shtml>

- ・ ONS [2009]: Office for National Statistics, *Marriage, Divorce and Adoption Statistics* Series FM2 2006 (No. 34, 2009), available at:

<http://www.statistics.gov.uk/StatBase/Product.asp?vlnk=581>

- ・ ONS [2010]: Office for National Statistics, *Marriage, Divorce and Adoption Statistics* Series FM2 2007 (No. 35, 2010), available at:

<http://www.statistics.gov.uk/StatBase/Product.asp?vlnk=581>

- ・ WAG [2010]: Statistical Directorate, Welsh Assembly Government, *Adoptions, Outcomes and Placements for Children Looked After by Local Authorities: year ending 31 March 2010* (2010), available at:

<http://wales.gov.uk/docs/statistics/2010/100916sdr1452010en.pdf>

第1章 日本法

第1節 養子制度の概要

日本法のもとでは、非断絶型の養子として普通養子制度（民法792条以下）が、また断絶型の養子として特別養子制度（同817条の2以下）が、用意されている。前者では、養親と養子（あるいはその代諾権者）との間の縁組の合意及びその届出によって有効に養子縁組が成立するが（同799・739条）、後者では家庭裁判所の審判という裁判によって養子縁組が成立する（同817条の2第1項）。また、養子関係の解消（離縁）は、前者では両当事者の合意及びその届出（同811・812・739条）、または裁判（同814条）によって認められ、後者では家庭裁判所の審判によって認められる（同817条の10）。

第2節 利用実態

第1款 統計

まず、養子縁組及び養子離縁の届出件数（特別養子も含む）を見ると*2、養子縁組の届出件数（普通養子と特別養子の両方を含む）は、2002年度から2009年度まで順に、85674、87709、86539、88511、89597、

90145、89116、85094という推移をたどっている。また、養子離縁の届出件数（同）は、2002年度から2009年度まで順に、27963、28218、27317、27433、27884、27710、27562、27433となっており、単純に計算すると、ある年度の離縁届出件数は、同じ年度の縁組届出件数の約3割ということになる。

次に、司法統計に目を移す^{*3}。まず、民法794条及び798条本文所定の家裁の許可の申立（家審9条1項甲類7号）が認容された件数は、2002年度から2009年度まで順に、960、1113、998、1037、1007、1045、973、964となっており、同一年度の養子縁組届出件数と単純に比較すると、その1%程度を占めるにすぎない。また、特別養子の縁組ないし離縁の申立（家審9条1項甲類8号の2）の認容件数は、2002年度から2009年度まで順に、350、369、322、307、314、289、309、327であり、このうち、特別養子の離縁の申立の認容件数は、2002年度から2009年度まで順に、1、2、4、2、3、0、0、1である^{*4}。以上から明らかになる各年度の特別養子縁組の申立の認容件数を、やはり同一年度の養子縁組届出件数と単純に比較すると、約0.3%のみが特別養子縁組であることになる。

* 2 http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_koseki.htmlからリンクの張られた2009年度の戸籍統計の表番号21-41-2に基づく。

* 3 各年の司法統計（<http://www.courts.go.jp>からリンクあり）の「家事事件編」→「3 家事審判事件の受理、既済、未済手続別事件別件数 全家庭裁判所」に基づく。

* 4 この点に関連して、本山敦「特別養子制度20年：子どもの幸せを求めて」家族〈社会と法〉25号（2009）42頁以下は、「とりわけ問題なのは、離縁の裁判例の公表が皆無だという点である。20年間の統計では、離縁の新受付数が36件、うち認容件数が15件である。しかし、特別養子の離縁は、極めて例外的な場合にのみ認容されるものとして、設計されたはずである（民法817条の10）。15件もの離縁が認容されている事態は看過できないし、看過すべきでない。（中略）制度の運用状況の検証なくして、制度の改善も有り得ない。たとえば、離縁の制度をよりよいものにしたいと望んでも、実情が不明であれば、着手のしようがない」と述べる。

第2款 1982年の実態調査

1987年に、特別養子制度の創設を柱とする養子制度の改正がされたが、その改正に先立って法務省により行われた、養子縁組の届出書を対象とする1982年のサンプリング調査が、一番最近に行われた養子制度の利用実態の大規模な調査である。この調査の結果を簡単に紹介する^{*5}。

① 未成年養子

サンプルとなった養子2247人のうち、未成年養子は746人と3分の1を占める。

(1) この未成年養子746人の男女比はおおむね半々である。この746人のうち、いわゆる連れ子養子が558人（4分の3を占める）、実子を養子に取ったのが5人、実子でも連れ子でもない者を養子に取ったが縁組許可審判（民法798条）のいないもの——ほとんどは孫養子と推測される——が125人であり、結局、縁組許可審判が必要だった子は58人にすぎなかった。

連れ子養子558人のうち、妻の連れ子が養子になったのが510人であり、夫の連れ子が養子になった人数48人の10倍以上となっている。このように、妻の連れ子が養子となる事例が夫の連れ子が養子となる事例に比べて圧倒的に多い理由は、次のようなものと推測される。すなわち、離婚後の女性の親権に服する子について、その女性が再婚して再婚相手の男性の氏に変わる際に、その子が母の再婚後の氏を得て母の戸籍に入籍するためには、本来であれば民法791条所定の家裁の許可を得る必要があるところ、養子縁組にすれば届出だけで同じ効果が得られるので、そちらが選択されるからではないか、というのである^{*5a}。

(2) また、この未成年養子746人の養親計858人について、その年齢分布をみると、25～39歳である者が480人と過半数を占める。しかし60歳以上の養親も121人おり、決して少ない数字ではない（上述の、孫養子と推

* 5 平賀俊明「我が国の養子縁組の実態」法律のひろば39巻2号（1986）4頁。サンプルの取り方も含めてより詳しくは、三浦正晴「我が国における養子縁組の実態」戸籍462号（1983）15頁を参照。なお、1982年の養子縁組届出件数は92104件であり、今日のそれとほぼ同じとみてよいだろう。

測される子の人数に近い数字である点が興味深い)。この養親858人について、養子との年齢差をみると、それが20～34年となる養親が476人と多いが、40年以上となる養親も215人おり、さらには、それが50年以上となる養親が144人、60年以上となる養親すら51人いる。また、これら養親858人の性別をみると、男性が667人、女性が191人となっており、この男女間の不均衡は、妻の連れ子を再婚相手の男性が養子に取るケースが多いことが大いに寄与して生じたものと解釈される。

(2) 成年養子

他方で、成年養子のサンプルとなった1501人についてみると、まず、養子となったのが養親の実子だったり連れ子養子だったりする例はほとんどないことが注目される（それぞれ21人、83人）。また、養子になった者1501人の年齢と性別とをみると、20～39歳だけで1265人を占めており、また男性1210人に対し女性は291人にすぎない。このことから、成年養子のほとんどは、よその男性に家の跡を継がせる目的でなされるものと推測される。

第3款 2010年の実態調査

法務省は、2010年12月27日に、民事局長名で「養子縁組の届出に関する取扱い等について」と題する通達を発した^{*6}。これは、「縁組意思がないまま、氏を変更することを目的とする養子縁組の届出を未然に防止する」ため、市区町村長に対し、「虚偽の養子縁組であると疑われる届出」があった場合には管轄の法務局長などに照会すべき旨を定め、そしてその照会を受けた管轄の法務局長などは、届出人等に対し出頭を求めて事情聴取を行うなどし、また都道府県警察等との情報交換もして、縁組意思の有無について調査し、当該市区町村長に対して受理又は不受理

* 5 a 三浦・前掲論文（注5）19頁、平賀・前掲論文（注5）8-9頁。なお、離縁についても、未成年養子の離縁は、実親（主に女性）と継親（主に男性）との離婚に伴ってなされることが多いと指摘されている（田中康久「我が国における離縁の実態」戸籍464号（1983）18頁、平賀・前掲論文（注5）15頁）。

* 6 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00016.html

の指示を行う、という制度を整備したものである。「虚偽の養子縁組であると疑われる届出」の例としては、「届出人のいずれかが、届出の前おおむね6か月以内に、養子縁組又は離縁を2回以上行っている場合」と「届出人のいずれかが、届出時までに、養子縁組又は離縁を3回以上行っている場合」が挙げられている。

この通達を発するにあたり、法務省民事局は、成年同士で短期間に繰り返し行われている養子縁組や離縁等の実態を把握するため、2010年1月初めから3月末までに全市区町村で受理された養子縁組届の全数31275件について調査を行った^{*7}。

それによると、当事者双方が日本人であるケースは30613件であり、うち養子が成年者である場合が11952件とされており、第2款で述べた1982年の実態調査と比較して成年養子の事例の比率が大きく下がっている（3分の2から4割弱へ）ことが、まずは注目される。

さて、この調査の主眼は、この11952件を母数にして、そのうち「虚偽の養子縁組の届出」（縁組意思がないままにされた養子縁組の届出という意味だと思われる）であると疑われるものがどの程度あるかを明らかにすることにある。それによると、養親と養子の年齢差が5歳以内である事例が295件、養親戸籍に養子縁組・離縁事項の記載が3件以上ある事例が189件（うち直近の3件がすべて過去1年内に起きている事例は92件）、養子戸籍に養子縁組・離縁事項の記載が3件以上ある事例が86件（うち直近の3件がすべて過去1年内に起きている事例は41件）、などとなっている。

第3節 まとめ

養子縁組の届出は年間約90000人の養子について行われているが、そのうち特別養子となった人数は1%に遠く及ばず、残りはすべて普通養子である。また、離縁が比較的多いことも特徴的であり、断絶型であって離縁が原則として認められない特別養子についてすら離縁が認容されたケースが少なからずあることも、注目される。

* 7 <http://www.moj.go.jp/content/0000611113.pdf>

養子の利用実態については、30年近く前の実態調査の結果にひとまず依拠すると^{*8}、まずは未成年養子の人数が成年養子の人数の半分程度にすぎない点が注目される（もっとも、2010年の実態調査によれば、未成年養子の件数の方が成年養子の件数よりも多い、という結果になっている）。未成年養子については、連れ子養子が圧倒的に多く、それも女性の連れ子を再婚相手の男性が普通養子に取る場合がほとんどである（この場合には子の氏を再婚相手の男性の氏に合わせる便法として普通養子縁組が利用されていると推測される）。また孫を養子に取ったと思われる事例も散見され、民法798条所定の家庭裁判所の許可が必要となるような未成年普通養子は、ごく周縁的なものとどまる。また成年養子については、家を継がせるという意識のもと、男性が普通養子に取られる事例がほとんどである、と推測される。

以上とはやや異なる意味での利用実態として、もっぱら氏を変える目的で、縁組意思がないまま普通養子縁組の届出を行う事例が少なからず見られることは、法務省が自認するところである。2010年末には、そのような届出の受理を水際で阻止することを目的とした方策が整備された。

第2章 フランス法

第1節 養子制度の概要

フランスの現行養子制度においては、断絶型に属する完全養子（adoption plénière）と、非断絶型に属する単純養子（adoption simple）の2つの類型が設けられている。完全養子となりうるのは基本的に未成年者のみであり、これに対して単純養子であれば成年者を養子とすることもできる（詳しくは、報告書第4章参照）。また、未成年者を養子にする場合（単純養子にする場合も含む）には、その子は、民法典347条所定

* 8 床谷文雄「提言（報告のまとめをかねて）」家族（社会と法）25号（2009）106頁は、「現状についての再度の調査が望まれる」と指摘していた。

の3つのカテゴリー、すなわち、父親及び母親、もしくは家族会 (conseil de famille)、が養子に出すことに有効に同意した子 (1号)、国家被後見子^{*9} (2号)、民法典350条所定の条件で遺棄が宣言された子 (3号)、のいずれかに属している必要がある (詳しくは、報告書第1章第1款参照)。

民法典の条文上は、完全養子が先に規定され (343条以下)、単純養子 (360条以下) については完全養子の規定群が大幅に準用される (361条)、という構造になっている。また教科書類でも通例、完全養子の説明が先にされ、単純養子についてはほとんど触れられないことも多い。しかし、第2節で言及する統計からもわかるように、利用件数だけ見る限りでは、完全養子がメインであるとは到底言えない状況にある。

今日のフランスでは、国際養子 (外国籍の子がフランス在住のフランス国籍の者によって養子に取られ、出身国からフランスに連れて来られる事例を念頭に置く^{*10}) が盛んである。国際養子の件数として一般に利用されているのは、フランス外務省から発表されている、出身国から子をフランスに連れてくる際に必要となる養子ビザの発行人数であり、それによると、2005年に4136人だったのをピークに、2006年は3977人、2007年は3162人、2008年は3271人、2009年は3017人、2010年は3504人となっており、大まかには減少傾向にあるといえる^{*11}。

完全養子関係設定としての効力をもつ判決を外国で得て、子をフランスに連れてきた場合においては、一方で、フランスの裁判所において、当該外国判決についての執行命令 (*exequatur*) を受け、あるいは養子判決の申立をして改めてフランスの養子判決を得る、という道を選ぶこ

* 9 国家被後見子 (pupille de l'État) とは、児童社会援助機関 (service de l'aide sociale à l'enfance) が受け入れた子で、社会福祉活動及び家族に関する法典 (Code de l'action sociale et des familles. 以下「CASF」と呼ぶ) のL. 224-4条に定められた要件を満たすものとして行政的に登録されたものをいう (稲本 [1994] 6頁参照)。詳しくは、報告書第1章第2節第1款②を参照。

* 10 Dalloz Action, no. 224.08.

ともできるが、他方で、ナントの検事局 (parquet) に、当該外国判決を、完全養子関係設定の効力をもつものとして民事身分登録簿に直接転記するよう申し立てることもでき、審査の結果この申立が認められればフランスで裁判所に行く必要はない^{*12}。年間およそ2000件の直接転記の申立があり、拒絶率はおおよそ10～15%である^{*13}。

これに対して、外国で養子判決をおおよそ得ていない場合には、フランスの裁判所で養子判決を得ない限り、フランスで養子関係設定の効力は認められない。また、外国で非断絶型の養子判決を得ている場合には、大審裁判所で執行命令を得て単純養子としての効力を認めてもらうことができるが、実方から与えられた同意の内容によっては、民法典370-5条により、大審裁判所での裁判を経てフランスで完全養子関係設定の効力を有することが認められることもある^{*14}。以上のように、外国生まれの子が、前述の直接転記の手続によらずに、フランスの裁判所の手続（執行命令や養子判決の申立）に現れることもある。

本稿では、国際養子の問題にはこれ以上立ち入らない。

*11 http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/adoption-internationale_2605/index.htmlから、2007年以降に発行された統計 (Statistiques) にリンクがある (なお、2010年の数値がその前年よりも500人弱増加した背景には、大地震に見舞われたハイチから受け入れられた養子の人数がその前年よりも339人増加したという事情が大きく寄与したように見受けられる)。また、1980年から2007年までの養子ビザ発行人数の推移をグラフにしたものとして、Rapport Colombani, p. 18がある (但し同所では、2007年の数値は3160人とされている)。

*12 Dalloz Action, no. 224. 101.

*13 Rapport Colombani, p. 147. また、Enquête, p. 51によると、2007年の第一半期には、860人の申立人から970人の子について直接転記の申立がなされ、うち164人の申立人・192人の子について (つまり20%弱について)、申立が拒絶された。拒絶理由をみると、118人の子については、外国での養子判決がフランスでは単純養子としての効力しかもたないことであり、残り74人の子については、外国での養子判決がフランスでは養子としての効力をおよそもたないことであった。

第2節 利用実態

第1款 司法統計

司法統計^{*15}によると、養子判決申立事件のうち大審裁判所での養子判決で終結した事件の件数は、1992年には単純養子が2572件、完全養子が2594件と、ほぼ同数であったのに対し、2007年には単純養子が6870件に対し完全養子は3513件にすぎず^{*16}、約2倍の件数の開きが生じている^{*16a}。なお、この統計は、養子となった者が成年か未成年かによる区別すらしておらず、ここから養子の利用実態を把握することは困難である。

*14 Dalloz Action, nos. 224.151 à 224.153. Marie-Christine Le Boursicot, 'La phase judiciaire de l'adoption' *Droit & Patrimoine* no. 85 (2000), p. 55は、外国で非断絶型の養子決定を得ている場合のほとんど全てのケースで、養親は完全養子としての養子判決を大審裁判所に申し立てる傾向にあり、外国の非断絶型の養子判決につき執行命令を求めることは稀である、という。

*15 Rapport Colombani, p. 147及びEnquête, pp. 66-67による。前者では、大審裁判所での養子判決申立件数、養子判決のされた件数（おそらく養子判決拒絶の裁判の件数も含む）、平均審理期間、の3項目が、完全養子と単純養子とに分けて2000年から2006年までの各年につき記載されている（本山 [2008] 501頁の表1はその抜粋である）。後者では、大審裁判所において養子判決により終結した事件の件数が、完全養子と単純養子とに分けて1999年から2007年までの各年に分けてグラフで示されているが（養子判決拒絶の裁判件数も別のグラフで示されている）、ソースが同じである（*Répertoire Générale Civil*）にもかかわらず、後者での養子判決件数と養子判決拒絶の裁判件数との合計は、前者での養子判決件数を下回っている。このずれが何に起因するかは明らかでない。

*16 Infostat, p. 5.

*16a なお、Annuaire [2010], p. 49は、2008年における養子判決申立事件の新受件数（養子判決の件数ではない）を、単純養子か完全養子かに分けて記載している。これによると、単純養子と完全養子のそれぞれについて、控訴院では110件と32件、大審裁判所では7167件と3203件、小審裁判所等では1件とデータなし、となっており、やはり件数では単純養子の方が優位となっている。

第2款 養子判決申立事件の調査結果

しかし、司法省の依頼に基づき、2007年に大審裁判所で言渡しのあった養子判決申立事件の裁判資料を用いた大規模な調査が行われ、これによって養子の利用実態がかなり詳細に明らかにされた^{*17}。ここでは、その調査結果の主な部分を紹介する^{*18}。

① 前提——養子の3類型

この調査においては、養子が、(a)家族間養子 (adoption intrafamiliale)、(b)国内養子 (adoption nationale)、(c)国際養子 (adoption internationale) の3類型に分類されている。この調査におけるそれぞれの定義は、次のとおりである^{*19}。

まず、養子を、(a)家族間養子と、そうでないものとに分ける。家族間養子とは、養親と養子との間にもともと血族関係 (lien familial)、姻族関係 (lien d'alliance)、もしくはもっぱら愛情的な関係^{*20} (lien seulement affectif) があった事例である。次に、家族間養子でないものを、(b)国内養子 (予め外国での養子判決を得ていなかったもの) と、(c)国際養

*17 Enquêteがフルバージョンの報告書であり、Infostatはその一般向け解説にあたる (もっとも、時としてEnquêteよりも詳しい数値が載っていることもある)。Enquête, p. 5によると、このような調査は1992年にも行われており、2007年の調査の主たる目的は、1992年の調査の結果をアップデートすることにあるが、その他に、現下行われている、養子を促進するための方策の検討作業に資料を提供する意味を有することになるだろう、とされている。ちなみに、Rapport Colombaniは、フランス政府が2005年の養子法改正 (主に国際養子に関する) の際に、外国でフランス人が養親となるような養子関係設定の件数を3年間で2倍にすると約束したにもかかわらず、実際には件数が減少してしまった、という事態を受けて、2007年10月に共和国大統領から、より多くの家族が養子を取ることができるようにしフランスでの養子システムをより実効的なものとするための、具体的な改正提案を伴う検討作業がJean-Marie Colombani氏へと依頼された、その報告書に相当し (同書p. 9を参照。同書p. 349に大統領からの依頼文書が掲載されている)、そのような経緯から主に国際養子が扱われているが、フランスの養子制度一般にも言及がされている。

子（予め外国での養子判決を得ていたもの）とに分ける。

② 完全養子の利用実態

2007年に完全養子関係の設定が認められた子3964人を、上記の(a)～(c)の通りに分類すると、(a)は258人（6.5%）、(b)は882人（22.3%）、(c)は2824人（71.2%）と、国際養子が圧倒的に多いことが注目される。本稿では、(c)についての検討は割愛する^{*21}。

*18 この調査は、大審裁判所での養子事件を分析したものであり（その他に、第1節で前述した直接転記の申立も分析の対象とされているが、本稿では割愛する）、外国の養子判決について執行命令が求められた事件は全く調査対象とされていない。また、2007年に大審裁判所で言渡しのあった養子判決申立事件の全数が調査されたわけではなく、同年の1月から3月までの単純養子事件で資料が利用可能であった1773件の養子判決と53件の養子判決拒絶裁判、及び、同年の1月から6月までの完全養子事件で資料が利用可能であった1839件の養子判決と28件の養子判決拒絶裁判、が調査の直接の対象とされ、その結果をもとに2007年1年間の数字を推計する（単純に、単純養子については4を、完全養子については2をそれぞれ乗じただけ）、という方法が取られている。以上につき、Enquête, pp. 69-71参照。ここで紹介する人数や件数（すべてEnquêteに掲載されているものをそのまま引用した）は、このようにして推計された数値である。

*19 Enquête, p. 16.

*20 養親と養子との間にもっぱら愛情的な関係があった事例として、Enquête, p. 16 note 7は、子が児童福祉上の措置として里親（assistante maternelle. これについては、湯沢雍彦〔編著〕『里親制度の国際比較』（2004、ミネルヴァ書房）所収の中川高男論文及び菊池緑論文を参照）のもとに養育委託されていたところ、両者の間に愛情関係が生じ、養子関係設定の申立がされるに至った、という事例を挙げている。もっとも同所では、もっぱら愛情的な関係があると分類された事例は稀であると述べられている。

*21 なお、Enquête, p. 25によると、完全養子の養子判決を得た子のうち、予め外国で養子判決を経ていたのは2908人だとされており、(c)の2824人という数字とはずれている。これはおそらく、(a)のうちの84人も、予め外国で養子判決を得ていたためであると思われる（V. aussi, Infostat, p. 3）。

(1) (b)の882人のプロフィール

(b)の882人は、全員フランス生まれであり^{*22}、第1節で前述した民法典347条所定の3つのカテゴリーによって分類すると、うち86%（760人程度^{*23}）は国家被後見子（2号）、11%は両親などの同意ある子（1号）、3%が遺棄の宣言がされた子（3号）である^{*24}。

この882人の子の養親をみると、858人（97%）については婚姻した夫婦が養親となっており、また残り24人はすべて、女性のみが養親となった事例である^{*25}。国家被後見子が完全養子に取られた上記の760人程度の事例に絞ってみても、やはり97%の子は婚姻夫婦が養親となっている^{*25a}。このような比率の高さは、養子に出すのに適した国家被後見子（特に年齢のとても若い子）の供給が需要に比べてきわめて少ないために、マッチングの実務上、夫婦が単独者よりも養親として優先されていること^{*26}、また、単独者は国内養子を実現させられる可能性が低いので最初からもっぱら国際養子に目を向けていること、に起因していると推測される^{*27}。

(b)の882人の平均年齢を見てみると、養親の家庭にきたときには1歳ちょうどであり、それから1年4ヶ月後に養子判決の申立がされ、養子判決時には2歳8ヶ月、となっている。国家被後見子である前述の760

*22 Enquête, p. 17. もっとも、第1節で説明したように、理論的には、ここでの(b)国内養子には、フランス生まれの子だけでなく、外国生まれの子も含まれる可能性がないわけではない（Enquête, p. 17 note 9）。

*23 882人に86%を乗じると約759人であるが、他方で、Enquête, p. 27は、完全養子となった子のうち、外国で予め養子判決を受けておらず・かつ国家被後見子であったものの数が766人だとしている。なお、ONED [2009], Annex 3-8によると、2007年の間に国家被後見子の地位から脱した子は1069人であるところ、それら1069人のうち、国家被後見子の地位から脱した理由が養子判決となっている子の数は703人（65.8%）であり、成年になったことが223人（20.9%）、法定期間内に親による取り戻しがあったことが119人（11.1%）と続く。

*24 Infostat, p. 3.

*25 Enquête, p. 17.

*25a Infostat, p. 3.

人程度の子たちを特に取り出すと、1歳未満で養親の家庭に来た子が82%を占める^{*28}。(a)(c)と比較して、子が若いうちに養子判決が出されている点が特徴的である。

(2) (a)の258人のプロフィール

(a)の258人のうち、228人は連れ子養子であり、4人は養親のかつての配偶者の子が養子になったもの、16人が養親養子間にその他の家族的関係があるもの、10人が養親養子間に愛情的関係があるもの、となっている^{*29}。このような分布を反映して、258人中の92%は養親が単独者（258人中84%は養親が男性単独者）である^{*30}。また、258人の平均年齢をみると、養親の家庭での養育が開始されたのは5歳3ヶ月のとき、それから4年6ヶ月後に養子判決の申立がなされ、養子判決時には10歳2ヶ月になっている^{*31}。

なお、ある者がその配偶者の連れ子を完全養子にするためには、その子が民法典345-1条所定の3つのカテゴリーのどれかに属さねばならないが（詳しくは、報告書第3章第1第2節第1款参照）、連れ子養子228人をこれにしたがって分類すると、172人（75.3%）は、実親の一方（＝養

*26 国家被後見子について養子計画を立てるときのマッチングの実務については、報告書第1章第2節②で述べる。ここでは、第1に、実務上、国家被後見子の養親候補者として、養親適格の資格認定（agrément）を得ていない者がリストアップされることはまずないこと（Dalloz Action, no. 221.241）、そして第2に、第3款②で述べるように、養親適格の資格認定の申立においては、カップルからの申立が89.1%を占めており、残りのほぼ全部（10.6%）は女性の単身者による申立であり、しかも、資格認定を受けて実際に養子を受け入れるに至った者たちのうち、単身女性の占める比率はさらに下がって6.8%にすぎないこと、の2点を補足的に述べるにとどめる。

*27 Infostat, p. 3.

*28 Infostat, p. 3.

*29 Enquête, p. 17.

*30 Infostat, p. 4. 同所によれば、この258人中84%は養親が男性単独者である。

*31 Infostat, p. 2.

親の現在の配偶者)とのみ親子関係が確立されている子(1号)、33人(14.4%)は、養親となった者の現在の配偶者のみが親権を有している子(2号)、23人(10.3%)は、養親の現在の配偶者のみを実親として生存している子(3号)である^{*32}。

③ 単純養子の利用実態

2007年に単純養子関係設定が認められた子9412人を、まず、②と同様に上記(a)～(c)の通りに分類すると、(a)が8936人(94.9%)、(b)が320人(3.4%)、(c)が156人(1.7%)となっている^{*33}。養親となる者の養子判決時の平均年齢は、養親が男性単独者の場合には56.5歳、養親が女性単独者の場合には63.1歳、養親が婚姻夫婦の場合には男性62.5歳、女性59.4歳である^{*34}。

(1) (a)の8936人のプロフィール

(a)の8936人をさらに分類すると、i)7480人(83.7%)は、養親の現在の配偶者の子、ii)756人(8.5%)は、養親のかつての配偶者の子、iii)492人(5.5%)は、i)ii)以外の家族関係が養親との間にある者(甥姪を単純養子に取る等)、iv)208人(2.3%)は、愛情的関係のみが養親との間にある者、となっている^{*35}。i)の場合について養子の平均年齢を見てみると、養子判決時には31歳4ヶ月だが、養親と初めて一緒の家庭で暮らしたのは12歳10ヶ月のときであり、また、i)の養子の3分の1は、養子判決時に養子が養親の家庭で生活している事例である^{*36}。これに対して、ii)の場合には、養子判決時における養子の平均年齢は50歳で、また、ii)の養子のわずか6%が、養子判決時に養親の家庭で生活している。さらに、iii)及びiv)の場合には、養子判決時における養子の平均年齢は35歳で、また、その4分の1が、養子判決時に養親と同居している^{*37}。

*32 Enquête, p. 28.

*33 Enquête, p. 31. ここでも、(c)についてはこれ以上言及しない。

*34 Enquête, p. 34.

*35 Enquête, p. 31.

*36 Enquête, p. 33; Infostat, p. 4.

*37 Infostat, p. 4.

また、(a)の8936人のうち、夫婦が共同で養親となっている養子は2.3%にすぎず（そのような事例は、甥姪や愛情的関係のみがある者を単純養子に取る場合に集中している）、他方で、男性単独者を養親に持つ養子は73.3%、女性単独者を養親に持つ養子は24.4%となっている^{*38}。

さらに、(a)の8936人のうち、87%は成年者、13%は未成年者であり（全体の平均年齢は33.6歳）、また(a)の8936人のうち92%はフランス生まれである^{*39}。

(2) (b)の320人のプロフィール

(b)の320人は全員がフランス生まれであり、87.5%が成年者であって、養子判決時の平均年齢は31歳4ヶ月である^{*40}。未成年者で(b)の単純養子となった者を、第1節で前述した民法典347条の3つのカテゴリーに分けると、親などの同意ある場合（1号）に該当する者が圧倒的に多く、国家被後見子（2号）や遺棄の宣言がされた子（3号）は極めて稀である^{*41}。また、この320人中、養親が婚姻夫婦であるものが49%を占め、次いで、単独男性であるものが30%、単独女性であるものが21%と続く^{*42}。

次に、2007年に単純養子関係設定が認められた子9412人は、もともと外国で養子判決を受けていた者844人（うち未成年者は約330人^{*43}）と、そうでない8568人（うち未成年者は958人^{*44}）とに分けられる。

*38 Enquête, pp. 31-32.

*39 Enquête, p. 31.

*40 Enquête, p. 32.

*41 Infostat, p. 4. 後出注44も参照。

*42 Enquête, p. 32.

*43 Enquête, p. 37によると、単純養子9412人のうちの13.7%が未成年者であるとのことなので、それらを乗じた数値から、本文ですぐ後に出てくる958を減じて計算した。

*44 この958人を、第1節で前述した民法典347条の3つのカテゴリーに分類すると、1号の場合がほとんど（946人）であり、2号の場合と3号の場合は、それぞれ8人、4人にすぎない（Enquête, p. 40）。

前者の844人のうち、(a)に属するのは82%で、(c)に属するのは18%である。また養親の属性という点からこの844人を分類すると、養親が単独男性であるのは528人、単独女性であるのは208人、婚姻夫婦であるのは108人である。

他方で、後者の8568人のうち、(a)に属するのは96%で、(b)に属するのは4%である。また養親の属性という点からこの8568人を分類すると、養親が男の単独者であるのは6180人、女の単独者であるのは2072人、婚姻夫婦であるのは316人である^{*45}。

第3款 その他の統計

① 国家被後見子のプロフィール

最新の統計資料によると、2007年のあいだに国家被後見子として登録された子は956人であるが、その中ではCASF L. 224-4 条の1号（たいていは匿名出産子である）に該当する者が620人（64.9%）で圧倒的に多く、次いで6号が172人（18.0%）であり、これら以外の4つの号についてはいずれもせいぜい50人強（5%強）にとどまる。また、国家被後見子として登録されたときの子の平均年齢は2.7歳であるが、各号ごとにみると、1号の場合には0.6ヶ月であるのに対し、4号や5号の場合には10歳を超えており、6号の場合にも7.3歳と、大きなばらつきがある^{*46}。

② 養親適格の資格認定（agrément）を受けた者のプロフィール

養親適格の資格認定（agrément）を得ることは、未成年者を制度的養子（詳しくは、報告書第1章第2節第1款①(b)参照）によって養子（完全養子と単純養子の両方を含む）に取る事例においては、それを得ていないと養子候補者の斡旋を實際上受けられない、という意味で、未成年養子を望む養親候補者たちにとって極めて重要な意味を持つ^{*47}。

養親適格の資格認定の申請件数は、2007年の1年間で11669件であり、また同じ2007年の1年間に認定の与えられた件数は8475件にのぼる。

*45 Enquête, pp. 37, 40.

*46 ONED [2009], Annexe 3-3.

2007年末の時点で有効な資格認定（一度認定されると5年間有効）が与えられているのは、28317件となっている^{*48}。

資格認定の申請者たちのプロフィールが、2003年及び2004年に、10の県からサンプリングされた申請計1856件の調査からかなりの程度明らかにされた^{*49}。以下、この調査の結果の一端を紹介する。

まず、申請者がカップルか単身者かによって分けると、89.1%はカップル、10.6%は女性単独であって、男性単独者による申請はわずか5件でいずれも独身者であった^{*50}。ここで申請者全員（カップルの場合は両方ともカウントする）のうち女性のみを取り出し、彼女らを、カップルか否かと実子がいるか否かによって分類すると、カップルで実子のいない者が67%、カップルで実子のいる者が22%となっており、この結果は、全人口中30歳から49歳までの女性について、カップルで実子のいない者が全体の7%、カップルで実子のいる者が68%であるのと、著しい対照をなしている^{*51}。また、申請者がカップルにある場合をさらに分類すると、その71%では申請時において既に2年以上婚姻している男女カップル、11%は申請時に婚姻しているが婚姻期間が2年未満の男女

*47 但し、国際養子の事例を除くとしても、第一に、非制度的養子の場合（詳しくは報告書第1章第2節第1款①(b)参照。第2款①で述べた意味における家族間養子の場合が典型例であるが、それだけに限られない）には、養親となる者に資格認定は必要でなく、また第二に、制度的養子の場合にも、OAA（認可養子団体）に斡旋を求める場合には、実務はともかく法律上の要件としては、その養親候補者が資格認定を得ていることを確認する義務はOAAに課されていない（Juris-Classeur Civil Code. Art. 343 à 370-2: fasc. 20（2003）, no. 27; fasc. 30（2003）, no. 11, par Claire Neirinck）。

*48 ONED [2009], Annexe 6-1.

*49 サンプルの取り方については、若干の違いが見られるが、Halifax/Villeneuve-Gokalp [2005], p. 4 Encadré 2; Villeneuve-Gokalp [2007], pp. 284-286を参照。

*50 Halifax/Villeneuve-Gokalp [2005], p. 2; Villeneuve-Gokalp [2007], p. 286 Tableau 1, Note.

*51 Villeneuve-Gokalp [2007], p. 297.

カップル、12%は申請時に婚姻していなかったが資格認定手続中に婚姻した男女カップル、となっている^{*52}。申請時における女性の年齢は、カップルで実子のいない女性の場合35.5歳、カップルで実子のいる女性の場合36.8歳、単身の女性の場合38.4歳である^{*53}。

また、全申請件数のうち、資格認定を受け最終的に養子を受け入れるまでに至ったのは51%にすぎず、25%は資格認定を受けたが、断念ないし資格認定失効により、養子を受け入れるに至らなかった。また、資格認定を拒絶されたのは全申請件数の8%だが、資格認定申請の結果が出る前に脱落した事例（実子を妊娠したり、養子を取る意欲を失ったり、と事情はさまざまである）が16%ある^{*54}。

カップルの申請者のうち男性だけを取り出して、その男性の職業によって分類すると、管理職 (cadre) ないし知的職業 (professions intellectuelles) にある者が25%であり（資格認定を受けて実際に養子を受け入れるに至った事例に限ると28%）、調査対象の10県における人口中30歳から49歳までのカップルにある男性のうち同様の職業に就いている者が16%なのと対照をなしている。また、申請者のうち単独で申請した女性のみを取り出して、同じくその職業によって分類すると、管理職ないし知的職業にある者が24%、中間職 (professions intermédiaires. 中間管理職及び教育・保健・ソーシャルワークに従事する者) が49%となっており（資格認定を受けて実際に養子を受け入れるに至った者に限ると、それぞれ34%、48%）、調査対象の10県における人口中30歳から49歳までの単身女性について、それぞれ8%と22%であるのと、著しい対照をなしている^{*55}。

最後に、資格認定を受けて実際に養子を受け入れるに至った944件を見ると、フランス国内で生まれた子を養子にしたのは179件 (19%) にすぎず、これらで養子になった子のほぼ全てが国家被後見子である^{*56}。

*52 Villeneuve-Gokalp [2007], p. 298.

*53 Villeneuve-Gokalp [2007], p. 300.

*54 Villeneuve-Gokalp [2007], pp. 287, 285.

*55 Villeneuve-Gokalp [2007], p. 301; Halifax/Villeneuve-Gokalp [2005], p.

また、これら944件のうち93.2%においては養親となったのは婚姻カップルであり、残りはすべて女性の単身者が養親となった事例である^{*57}。資格認定を受けてから実際に子を受け入れるまでの期間は、これら944件全体で見ると平均24.0ヶ月だが、フランス生まれの子を養子にした事例では平均32.6ヶ月となっており、また同じくこれら944件について、資格認定の申請から実際に子を受け入れるまでの期間は、全体では平均33ヶ月だが、フランス生まれの子を養子にした事例では平均43ヶ月となっている^{*58}。また、養子を受け入れた時点における養母の年齢の平均は38.5歳であり、女性が最初の実子を出産する年齢の平均27.5歳よりも、ちょうど11歳高い^{*59}。

第3節 まとめ

完全養子について。国際養子の文脈で使われる大多数の場合をあえて排除して、残りの計1140人についてみると、国家被後見子が制度的なマッチングの過程を経て婚姻夫婦によって完全養子に取られる、というのが最も典型的な利用例であるといえる（760人程度）。次いで、連れ子養子が民法典345-1条の条件をみたして完全養子の形で行われる場合が目につく（228人）。養子判決時の養子の年齢は、前者では2～3歳、

*56 Villeneuve-Gokalp [2007], p. 291. 同所注10によれば、フランス生まれの子が養子に取られた179件のうち、子が親から養子に出すためにOAAに直接預けられた事例（この場合にはその子は国家被後見子にならない）は、1%にも満たない、とのことである。なお、第2款②でも触れたように、単身女性が国家被後見子を養子にできるチャンスはほとんどない（Halifax/Villeneuve-Gokalp [2005], p. 3）。

*57 Halifax/Villeneuve-Gokalp [2005], p. 2 Tableau.

*58 Villeneuve-Gokalp [2007], pp. 291, 296. なお、ここでの「受け入れ」とは、養子候補者が養親候補者の家庭に現実に来たことを指し、それは養子判決のされた時点とは必ずしも一致しない。例えば、フランス生まれの子を完全養子にする場合には、6ヶ月以上の試験養育が養子判決のために必要とされる（民法典345条1項）。詳しくは、Villeneuve-Gokalp [2007], p. 295 note 12を参照。

*59 Halifax/Villeneuve-Gokalp [2005], p. 2.

後者では10歳程度と推測される。

単純養子について。単純養子が国際養子の文脈で使われることは稀であるが、それを除いた9256人の中では、連れ子が養子となる場合（養親がかつての配偶者の子を養子とする場合を含む）が8236人と圧倒的に多い。もっとも、日本と異なり、連れ子養子といっても、平均して子が30歳を超えてから養子に取られ（その時点で養親は平均して60歳前後と推測される）、しかもその場合に、養親（当然ながら必ず単独者である）が男性である養子の数が、それが女性である養子の数よりもずっと多い（前者が後者の3倍程度と推測される）ことが目を引く。

第3章 イギリス法

第1節 養子制度の概要

イギリスの現行の養子制度は、主として、2005年12月30日から全面施行されたAdoption and Children Act 2002（以下「ACA 2002」と呼ぶ）によって規律されている^{*60}。イギリス法のもとでは、成年養子は認められておらず、また養子の類型として断絶型のみが認められている。このような特徴ゆえに、要保護児童の保護手段が複数あるうちの1つとして養子制度をとらえるという視角が徹底されているように見受けられる。

なお、他国出身の子が連合王国で養子に取られる国際養子（inter-country adoption）の事例は、他の西欧諸国と比較すると少なく、年間約300件の養子命令（adoption order）がされる程度である^{*61}。国際養子についてはこれ以上は言及しない。

*60 イギリス法の養子制度の変遷は、三木 [1994] のほか、田巻 [2008] 437-443頁に要領よくまとめられている。また、ACA2002については、新島一彦「イギリス2002年養子及び児童法の概観」小野幸二教授古稀『21世紀の家族と法』（2007、法学書院）577頁のほか、許 [2009] 274頁以下に簡要な紹介がある。

*61 J. M. Masson *et al.*, *Cretney Principles of Family Law* (8th ed., 2008, Sweet & Maxwell), para 22-046. 'intercountry adoption' という語の用法については、Bromley [2007], p. 872参照。

第2節 利用実態

1968年に24831人の子について養子命令が出されたのをピークとして減少を続けており^{*62}、2000年から2005年にかけて連続して毎年5000件を超える数の養子命令が出されていたが、最新の2009年の数字では、4655件の養子命令が出された^{*63}。

いくつかの特徴ある類型について統計の数値（特に断らない限り、イングランドとウェールズの両方を足し合わせたもの）を拾うと、次のとおりである。

① 生後12ヶ月未満の子についての養子命令

1970年には、養子となった22373人のうち8833人（39%）が生後12ヶ月未満の子であったが、有効な避妊方法や堕胎法の浸透、社会意識の変化や社会保障の充実などにより未婚の母が子を手放さなくなったこと、などを背景にして減少を続け^{*64}、最新の数字によれば2009年に93人（その年の全養子人数の2%）となっている^{*65}。

② 実親の一方と継親とが共同養親となる養子関係設定（連れ子養子）

1971年には10751件の養子命令が連れ子養子に関するものであり、1970年代後半にもなお7000件以上（その年の全養子命令件数の70%）の数値を維持してきたが、1983年には2872件（同31.8%）に落ち込み^{*66}、2005年にはついに1000件を割り込んで866件（同22%）となっている^{*67}。このような激減の背景には、報告書第3章第1第3節で述べるような、連れ子養子に対する考え方の変化がある。

*62 Bromley [2007], p. 821.

*63 ONS [2010], Table 6.1bによる。なお、田巻 [2008] 442頁には、1998年から2005年までの養子命令申立数及び養子命令数の推移を示した表が掲載されているが、これは司法統計（Judicial Statistics）をベースにした数値で、ONS発表の数値とはズレがある。Bromley [2007], p. 821 Fn. 35によると、司法統計の数値はONSの数値ほどには信頼できないと考えられている、とのことである。

*64 Bromley [2007], p. 821.

*65 ONS [2010], Table 6.2b.

*66 Bromley [2007], p. 822.

③ 育成児童（‘looked-after’ children）についての養子命令

育成児童とは、地方当局（Local Authority）によって継続して24時間を超えて宿所（accommodation）を提供されている子と、ケア命令（care order）によって地方当局に親責任（parental responsibility）が与えられている子とをまとめてさす概念である^{*68}（Children Act 1989, s. 22(1)(2)）。

育成児童——とりわけ、赤ん坊ばかりでなくより年齢の高い子についても——に長期的な福祉（welfare）を与える手段として、養子制度が地方当局の注目を浴び始めたのは、1970年代のことである。養子機関（adoption agency）によるマッチングを経て最終的に養子命令により養子に取られた育成児童（このような養子形態はpublic law adoptionと呼ばれる。そのプロセスについては報告書第1章第3節で述べる）の人数は、1979年には1488人だったものが、1990年には2605人へと増加した^{*69}。2004年4月初から2005年3月末までの1年間に、イングランドにおける育成児童のうち3800人（期末におけるイングランドの全育成児童数の約6%）が養子に取られたのが人数的にはピークであり、最新の数字によれば、2009年4月初から2010年3月末までの1年間で養子に取られたイングランドの育成児童の数は3200人（同約5%）となっている^{*70}。また、同じ

*67 田巻 [2008] 442頁には、司法統計をソースとして、1998年から2005年までの各年について、連れ子養子の件数が内数として記入されており、これに拠った（2006年以降については、同種のデータを得ることはできなかった）。また、ONS [2009] のTable 6.3では、Family Proceedings Courtsで処理された事件を含まない、1995年から2005年までの連れ子養子の養子命令の申立件数及び養子命令件数が示されており、そこからこの低落傾向を確認することができる（なお、ONS [2010] では、同表は‘data quality issues’ゆえに掲載されなくなった）。

*68 ケア命令については、許末恵「英国1989年児童法についての一考察」神奈川工科大学研究報告A（人文社会科学編）17号（1993）79頁以下や、実務的な側面を含め大久保香織＝廣田幸紀「英国における児童虐待防止制度の実情について」家裁月報61巻8号（2009）49頁を参照。「育成児童」という訳語は、許 [2009] 250頁注6に負う。

*69 Bromley [2007], p. 824.

1年間で養子に取られたウェールズの育成児童の数は229人である^{*71}。かくして、イングランドとウェールズをまとめると、育成児童を養子に取るという形態が、今日の全養子人数の約7割を占めていることになる。

イングランドで育成児童から養子に取られたこれら3200人のプロフィールは、次の通りである。養子に取られたときの平均年齢は3歳11ヶ月であり、養子に取られた当時の年齢が1歳から4歳までであった子が2200人と約7割を占めている^{*72}。また、養親がどのような者かをみると、単独者が養親となっている子は280人にすぎず、その中では女性単独者が養親になっている場合がほとんど（260人）である。また、カップルが養親となっている養子2900人について、ほとんどの場合（2600人）は婚姻夫婦であるが、婚姻していない異性カップルである場合（180人）や同性カップルである場合（120人）も存在している点が、注目される^{*73}。

ところで、一般的に言って、育成児童は、地方当局里親^{*74}（local authority foster carers）に養育委託されていることが多く、2010年3月末の時点で、イングランドの育成児童の総数64400人のうち47200人が地方当局里親に養育委託されている。さらに、育成児童について養子を成立させるには、報告書第1章第3節で述べるように、事前に、養親希望者に子を託置（placement）するという手続を経る必要が原則として存

*70 DCSF [2010], Table E1. なお、以下でDCSF [2010] を用いてイングランドの育成児童に関する数値を挙げるとき、その数値は、1000を超える値であれば10の位が四捨五入され、それ以下の値であれば1の位が四捨五入された、概数である（DCSF [2010], Technical Note 7）。

*71 WAG [2010], Chart 4.

*72 DCSF [2010], Table E1.

*73 DCSF [2010], Table E2.

*74 育成児童について、地方当局の社会福祉部門が里親を割り当ててそこに養育委託したときに、そのような里親を「地方当局里親」と呼ぶ。イギリスないし連合王国における里親制度の運用実態や制度の説明については、湯沢雅彦〔編著〕『里親制度の国際比較』（2004、ミネルヴァ書房）所収の津崎哲雄論文及び許末恵論文を参照。

在し、2010年3月末の時点で養親希望者への託置が行われているイングランドの育成児童数は2300人である。この2300人のうち、現在の地方当局里親が養親希望者として託置を受けているところの子は、270人とどまる^{*75}。

第3節 まとめ

イングランド及びウェールズにおいて養子とされる子の約7割は、養子に取られる前は育成児童であったものと推測される。他方で、連れ子養子は、今なお全養子数の2割弱を占めていると思われるが、かつてに比べると全養子数に占める比率は大きく下がっている。また、地方当局里親が、地方当局の委託を受けて養育している子をそのまま養子に取るという事例は、それなりに存在するが、地方当局里親に養育委託がされている育成児童の数と比較すれば微々たるものであることも、興味深い。

*75 DCSF [2010], Table A3. なお、ウェールズでは、2009年3月末時点で4704人の育成児童がいたところ、うち3632人は地方当局里親に養育委託されていた。その後の1年間で1568人が育成児童の身分から脱したが、その1568人のうち229人は養子に取られることによって育成児童でなくなった子であり、そして、その229人のうち27人のみが、地方当局里親であった者が養親になった事例であった（WAG [2010], Tables 1, 3 and 4）。